

市政記者各位

ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度 が始まります！

九州初

10月7日スタート

福岡市では、性的マイノリティを支援する企業等を応援するための登録制度を創設しました。企業等の募集を開始しますのでお知らせします。

1 目的 性的マイノリティの支援に取り組む企業を登録し、その情報を広く発信することにより、性的マイノリティに対する市民や社会の関心・理解を深め、多様性を認め合う共生社会の実現をめざします。

2 概要

- **対象** 福岡市内に事業所がある企業等（法人、個人事業主、団体等）
- **要件** 以下の3分野15項目の要件（別紙）のうち、所定の要件を満たす企業等

働きやすい職場づくり
従業員の性的指向や性自認に配慮

顧客に配慮した接遇
顧客の性的指向や性自認に配慮

社会への貢献
啓発活動に賛同

- **メリット** 登録証を事業所内に掲示できます。
専用ロゴマークを使用したPRが可能です。
市ホームページ等で企業名や取組みを紹介します。

3 手続き

- (1) 申請時期
随時受付（10月7日（金）受付開始）
- (2) 申請方法
福岡市ホームページからまたは郵送
- (3) 有効期間
1年間（毎年11月1日～10月31日）
（初回時のみ登録日から翌年度10月31日まで）

※詳しくは専用サイトをご参照ください

福岡市 性的マイノリティ 



【問い合わせ先】

市民局人権部人権推進課 前野・村上

TEL 092-711-4338（内線1891） FAX 092-733-5863

分野	要件	従業員 10名以上	従業員 10名未満
		必要項目	必要項目
働きやすい 職場づくり	■ 就業規則等に性自認 ^① や性的指向 ^② に関する アウトティング^③やハラスメントの禁止 をうたうなどの対策を講じている	4	2
	■ 性的マイノリティに関する 知識・理解を深めるよう 努めている（研修や勉強会を実施するなど）		
	・ 同性のパートナーがいる従業員に対し、 社内制度について当事者へ配慮 している（休暇や福利厚生など）		
	・ 性的マイノリティや性自認・性的指向に関する従業員向けの 相談窓口や担当者を設置 している		
	・ 自認する性に基づく通称名の使用をできるようにするなど、 呼称に配慮 している		
	・ 就業時の服装 について、性自認に配慮している		
	・ 性的マイノリティ当事者である従業員が利用しやすいよう、 トイレや更衣室などの環境整備や配慮 を行っている		
顧客に 配慮した 接遇	■ 接客対応をしている従業員（アルバイト等含む）に対し、性的マイノリティに関する 研修を実施 している	3	2
	・ 事業所内部や外部にレインボーカラーや、アライ ^④ であることが分かるもの（レインボーフラッグなど）を掲示するなど、 性的マイノリティ当事者が利用しやすい環境づくり を行っている		
	・ 窓口等で顧客を呼ぶ際に、 戸籍上の性別が推知されないよう配慮 している（苗字や番号で呼ぶなど）		
	・ 申請書類などにおいて、不必要な 性別記載欄を設けない 、または男女以外の回答欄を設けているなどの配慮を行っている		
	・ 性的マイノリティ当事者である顧客が利用しやすいよう、 トイレや更衣室などの環境整備や配慮 を行っている		
社会への 貢献	・ 性的マイノリティに関する講演会や啓発イベントに 事業所として参加（協賛） している（お知らせやチラシの掲示など）	1	1
	・ 性的マイノリティに関する講演会や啓発イベントについて、 従業員向けに出席や参加の勧奨 を行っている		
	・ 事業所内部や外部に性的マイノリティに関する 啓発冊子の配架や、啓発ポスターの掲示 を行うなど、啓発活動を行っている		

①性自認：自認する性 ②性的指向：好きになる性 ③アウトティング：本人の同意を得ずに、性自認や性的指向などのセクシュアリティを暴露すること

④アライ：性的マイノリティのことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のこと